

# 食品表示法の品質事項について

岡山市消費生活センター

# 食品表示法上の 加工食品の義務表示事項

## ☆一般的な加工食品の表示様式の一例☆

名称		栄養成分表示	
原材料名		食品単位当たり	
添加物		熱量	kcal
内容量		たんぱく質	g
消費期限		脂質	g
保存方法		炭水化物	g
製造者		食塩相当量	g

一部の商品は原料原産地名（令和4年度より義務化）、固形量・内容総量、原産国名等を表示する義務がある。

# 食品表示法上の 加工食品の義務表示事項

## ☆主な表示事項の管轄☆

### 品質事項

- ・原材料名
- ・内容量
- ・食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
- ・原料原産地名

- ・名称
- ・遺伝子組換え

### 衛生事項

- ・保存の方法
- ・消費期限又は賞味期限
- ・添加物
- ・アレルギー

### 保健事項

- ・栄養成分の量及び熱量
- ・特定保健用食品
- ・機能性表示食品

岡山市では、品質事項は消費生活センター、衛生事項は保健所衛生課、保健事項は保健所健康づくり課が所管。

# 食品表示法上の 品質事項の管轄①



全て岡山市内にしかない事業者の場合、品質事項の管轄は  
岡山市消費生活センターになる。

# 食品表示法上の 品質事項の管轄②



岡山県内で複数の市町村にまたがる事業者の場合、  
品質事項の管轄は岡山県くらし安全安心課になる。

# 食品表示法上の 品質事項の管轄③



岡山県内外にまたがる事業者の場合、品質事項の管轄は消費者庁食品表示企画課になる。

# 品質事項の義務表示

## ①名称(※衛生事項と重複)

名称・・・その内容を表す一般的な名称を表示する。

※商品名とは別物。

その内容を的確に表現し、かつ社会通念上既に一般化したものを表示すること。

食品表示基準(平成27年3月30日消食表第139号)

日本標準商品分類(平成2年[1990年]6月改定)

広辞苑(第七版平成30年1月12日発売)

などを参照し、最終は事業者判断で表示

# 品質事項の義務表示

## ②原材料名

原材料名・・・使用した原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。

※使用した原材料は全て表示すること！  
また、商品名やブランド名等ではなく、  
最も一般的な名称で表示する必要がある。



# 品質事項の義務表示

## ②原材料名

### 二種類以上の原材料からなる 原材料(複合原材料)を使用する場合

複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その一般的な名称をもって表示する。

# 品質事項の義務表示

## ②原材料名

仕入品の名称：マヨネーズ

仕入品の原材料名：食用植物油脂、卵黄、醸造酢、香辛料、食塩、砂糖

※下線はマヨネーズにおける  
割合が5%未満

### (例① 基本の表示)

原材料名

〇〇、△△、マヨネーズ(食用植物油脂、  
卵黄(卵を含む)、醸造酢、香辛料、食  
塩、砂糖)、□□、××

# 品質事項の義務表示

## ②原材料名

仕入品の名称：マヨネーズ

仕入品の原材料名：食用植物油脂、卵黄、醸造酢、香辛料、食塩、砂糖

当該複合原材料の重量順3位以下かつ、当該割合が5%未満の原材料は「その他」と表示できる。

(例② 香辛料、食塩、砂糖を「その他」と表示する場合)

原材料名

〇〇、△△、マヨネーズ(食用植物油脂、卵黄(卵を含む)、醸造酢、その他)、  
□□、××

# 品質事項の義務表示

## ②原材料名

仕入品の名称：マヨネーズ

仕入品の原材料名：食用植物油脂、卵黄、醸造酢、香辛料、食塩、砂糖

複合原材料の製品の原材料に占める重量割合が5%未満なら、複合原材料の原材料表示を省略可。

(例③ マヨネーズの最終製品に占める割合が5%未満の場合)

原材料名	
	○○、△△、 <u>マヨネーズ(卵を含む)</u> 、
	□□、××

# 品質事項の義務表示

## ②原材料名

仕入品の名称：マヨネーズ

仕入品の原材料名：食用植物油脂、卵黄、醸造酢、香辛料、食塩、砂糖

複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合、複合原材料の原材料表示を省略可。

(例④複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合)

原材料名	〇〇、△△、 <u>マヨネーズ(卵を含む)</u> 、 □□、××
------	--------------------------------------

# 品質事項の義務表示

## ③内容量

内容量・・・「特定商品の販売に係る計量に関する政令」第5条に掲げる商品については計量法で規定。それ以外の食品は、内容重量、内容体積又は内容数量を単位を明記して表示する。

※上記に関わらず、固形物に充てん液を加え缶又は瓶に密封したものは別途規定あり

# 品質事項の義務表示

## ④食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

### ①表示責任者の表示

一括表示部分に、「製造者」、「加工者」、「販売者」、「輸入者」のいずれかの事項名を付して、氏名又は名称及び住所を表示。  
(販売者が表示責任者になるときは、加工者又は輸入業者との合意等を要する)

### ②製造所及び製造者の表示

製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称。表示責任者と異なる場合は、①に近接して表示すること。(加工所・加工者も可。事項名も付すこと)

⇒ 製造者＝表示責任者のときは、①又は②の表示があればよい。

# 品質事項の一部食品への義務表示

## ①原料原産地名

原料原産地名・・・食品表示基準別表第十五に掲げる食品は、使用している原材料の原産地を表示する。

※別表第15の1の(1)～(22)までに掲げるものは、原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ当該割合が50%以上であるもののみ。別表第15の2から6までに掲げるものは、個別のルールあり。



# 品質事項の一部食品への義務表示

## ①原料原産地名

### 対象品目(別表第15の1)

- (1) 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実
- (2) 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実
- (3) ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん
- (4) 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの
- (5) 緑茶及び緑茶飲料
- (6) もち
- (7) いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
- (8) 黒糖及び黒糖加工品
- (9) こんにやく
- (10) 調味した食肉
- (11) ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵

**※重量割合で50%以上使用している生鮮原材料のみ対象**

# 品質事項の一部食品への義務表示

## ①原料原産地名

- (12) 表面をあぶった食肉
- (13) フライ種として衣をつけた食肉
- (14) 合挽肉その他異種混合した食肉
- (15) 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、  
焼きのりその他干した海藻類
- (16) 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
- (17) 調味した魚介類及び海藻類
- (18) こんぶ巻
- (19) ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類
- (20) 表面をあぶった魚介類
- (21) フライ種として衣をつけた魚介類
- (22) 4又は14に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの

**※重量割合で50%以上使用している生鮮原材料のみ対象**

# 品質事項の一部食品への義務表示

## ①原料原産地名

### 別表第15の

- 2 農産物漬物
- 3 野菜冷凍食品
- 4 うなぎ加工品
- 5 かつお削りぶし
- 6 おにぎり(米飯類を巻く目的でのりを  
原材料として使用しているものに限る)

**※個別に原料原産地の表示義務のある原材料が規定**

# 品質事項の一部食品への義務表示

## ①原料原産地名

### ○表示方法

#### 表示例(1) 原材料名欄に括弧書きで表記

名称	乾燥野菜
原材料名	だいこん(A国)、にんじん
内容量	100g
賞味期限	平成××年××月××日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	××株式会社××県××市××町××-×

国産にあつては国産である旨、輸入品にあつては原産国名を表示

# 品質事項の一部食品への義務表示

## ①原料原産地名

### ○表示方法

#### 表示例(2) 原料原産地名欄による表記

名称	乾燥野菜
原材料名	だいこん、にんじん
<b>原料原産地名</b>	<b><u>A国(だいこん)</u></b>
内容量	100g
賞味期限	平成××年××月××日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	××株式会社××県××市××町××番××

**どの原材料の原産地なのかを分かるように表示**

# 品質事項の一部食品への義務表示

## ①原料原産地名

### ○表示方法

#### 表示例(3)原料原産地が3箇所以上の場合①

名称	乾燥○○
原材料名	○○ <u>(A国、B国、C国、D国)</u> 、××、△△
添加物	□□
内容量	100g
賞味期限	平成××年××月××日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	××株式会社××県××市××町××番××

原材料に占める重量の割合の高いものから順に原産地名を表示<sup>22</sup>

# 品質事項の一部食品への義務表示

## ①原料原産地名

### ○表示方法

#### 表示例(4)原料原産地が3箇所以上の場合②

名称	乾燥○○
原材料名	○○(A国、B国、 <b>その他</b> )、××、△△
添加物	□□
内容量	100g
賞味期限	平成××年××月××日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	××株式会社××県××市××町×-×

重量順3位以下については「その他」と表示することも可能



**重要！**

平成29年9月の食品表示基準改正により、全ての加工食品が原料原産地表示の対象に！（令和3年度末が移行期限）

※ただし、前述の別表第15の22食品群と5品目については個別に規定。輸入品については「原産国」の表示が必要。



## 加工食品の産地・製造地の表示ルール

原料原産地 表示の対象	対象原材料	国産／輸入	種類	表示方法	
※基準別表第15の食品は別途規定 <b>全ての加工食品</b>	<b>重量割合1位の 原材料</b> 生鮮	国産	農産物	【国産】 又は 【都道府県名その他一般に知られている地名】	
			畜産物	【国産】 又は 【主たる飼養地(最も飼養期間が長い場所)が属する 都道府県名その他一般に知られている地名】	
			水産物	【国産】 又は 【水域名、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場 (最も養殖期間が長い場所をいう。)が属する都道府県名 その他一般に知られている地名】	
		輸入		【原産国名】	
		加工品	国産		【国内製造】 又は 【都道府県名その他一般に知られている地名+製造】
			輸入品		【○○製造】←○○は国名
	対象原材料に占める重量割合が最も高い生鮮食品の原産地が判明している場合		生鮮食品の名称と共にその原産地を表示することができる。 【例】 名称:清涼飲料水 原材料名:りんご果汁(りんご(ドイツ、ハンガリー))		

## 「国別重量順表示」が困難な場合

表示方法	概要	要件
①【又は表示】	<p><u>過去の使用実績等に基づき、重量割合の高い原産地から順に「又は」でつないで表示する方法。</u></p> <p>一定期間における使用割合が5%未満である対象原材料の原産地については、当該原産地の後に括弧を付して、一定期間における使用割合が5%未満である旨を表示。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 根拠書類の保管</li> <li>• 過去の使用実績等に基づき表示したことを表す注意書き</li> </ul>
②【大括り表示】	<p><u>過去の使用実績等に基づき、3か国以上の外国の原産地を「輸入」と括って表示する方法。</u></p> <p>輸入品と国産品を使用する場合には、輸入品と国産品の重量割合を比べ、その高いものから順に表示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 根拠書類の保管</li> </ul>
③【大括り表示】+ 【又は表示】	<p><u>過去の使用実績等に基づき、3か国以上の外国の原産地を「輸入」と括って表示した上で、「輸入」と「国産」を重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法。上記①及び②の条件を満たす必要がある。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 根拠書類の保管</li> <li>• 過去の使用実績等に基づき表示したことを表す注意書き</li> </ul>

# 品質事項の一部食品への義務表示

## ② 遺伝子組換え食品に関する事項 (※衛生事項と重複)

遺伝子組換え食品・・・大豆・とうもろこしなどの遺伝子組換え農産物とその加工食品については、次ページ以降の基準に基づいて表示をする。

※加工食品については、その主な原材料(原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上であるもの)について表示が義務付けられている。

# 品質事項の一部食品への義務表示

## ② 遺伝子組換え食品に関する事項 (※衛生事項と重複)

### 表示制度

1 従来のもとの組成、栄養価等が同等のもの  
(除草剤の影響を受けないようにした大豆、害虫に強いとうもろこしなど)

① 農産物及びこれを原材料とする加工食品であって、加工後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたタンパク質が検出可能とされているもの  
(次ページ以降の表に掲げる8作物及び33食品群)

ア 分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物を原材料とする場合

「大豆(遺伝子組換えのものを分別)」等

イ 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない農産物を原材料とする場合

「大豆(遺伝子組換え不分別)」等

ウ 分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物を原材料とする場合

「大豆(遺伝子組換えでないものを分別)」等

義務表示

任意表示

# 品質事項の一部食品への義務表示

## ② 遺伝子組換え食品に関する事項 (※衛生事項と重複)

### 義務表示の対象となる食品

対象農産物	加工食品
大豆 (枝豆、大豆もやしを含む。)	<ol style="list-style-type: none"><li>1 豆腐・油揚げ類</li><li>2 凍り豆腐、おから及びゆば</li><li>3 納豆</li><li>4 豆乳類</li><li>5 みそ</li><li>6 大豆煮豆</li><li>7 大豆缶詰及び大豆瓶詰</li><li>8 きなこ</li><li>9 大豆いり豆</li><li>10 1から9を主な原材料とするもの</li><li>11 調理用の大豆を主な原材料とするもの</li><li>12 大豆粉を主な原材料とするもの</li><li>13 大豆たんぱくを主な原材料とするもの</li><li>14 枝豆を主な原材料とするもの</li><li>15 大豆もやしを主な原材料とするもの</li></ol>

# 品質事項の一部食品への義務表示

## ② 遺伝子組換え食品に関する事項 (※衛生事項と重複)

### 義務表示の対象となる食品

対象農産物	加工食品
とうもろこし	16 コーンスナック菓子
	17 コーンスターチ
	18 ポップコーン
	19 冷凍とうもろこし
	20 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰
	21 コーンフラワーを主な原材料とするもの
	22 コーングリッツを主な原材料とするもの(コーンフレークを除く。)
	23 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの
24 16から20を主な原材料とするもの	

# 品質事項の一部食品への義務表示

## ② 遺伝子組換え食品に関する事項 (※衛生事項と重複)

### 義務表示の対象となる食品

対象農産物	加工食品
ばれいしょ	25 冷凍ばれいしょ 26 乾燥ばれいしょ 27 ばれいしょでん粉 28 ポテトスナック菓子 29 25から28を主な原材料とするもの 30 調理用のばれいしょを主な原材料とするもの
なたね	
綿実	
アルファルファ	31 アルファルファを主な原材料とするもの
てん菜	32 調理用のてん菜を主な原材料とするもの
パパイヤ	33 パパイヤを主な原材料とするもの

# 品質事項の一部食品への義務表示

## ② 遺伝子組換え食品に関する事項 (※衛生事項と重複)

### 表示制度

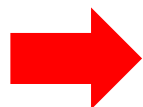
1 従来のもとの組成、栄養価等が同等のもの  
(除草剤の影響を受けないようにした大豆、害虫に強いとうもろこしなど)

② 組み換えられたDNA及びこれによって生じたタンパク質が、加工後に最新の検出技術によっても検出できない加工食品  
(大豆油、しょうゆ、コーン油、異性化液糖等)

「大豆(遺伝子組換えでないものを分別)

任意表示

2 従来のもとの組成、栄養価等が著しく異なるもの  
高オレイン酸大豆、高リンとうもろこし、ステアリン酸産生大豆



「大豆(高オレイン酸遺伝子組換え)」等の義務表示



# 品質事項の一部食品への義務表示

## ② 遺伝子組換え食品に関する事項(※衛生事項と重複)

表示例① 非遺伝子組換え大豆を原材料としている場合

名称	〇〇
原材料名	はだか麦、大豆、〇〇、△△
...	...

表示例② 遺伝子組換え大豆を分別していない大豆を原材料としている場合

名称	〇〇
原材料名	大豆(遺伝子組換え不分別)、〇〇、△△
...	...

表示例③ 高オレイン酸大豆を原材料とする大豆油

名称	食用大豆油
原材料名	食用大豆油(高オレイン酸遺伝子組換え)
...	...

# 品質事項の一部食品への義務表示

## ③原産国名

原産国名・・・輸入品にあつては原産国名を表示する。

(表示例) A国で仕上げ包装されたものを輸入し、そのまま販売する場合

名称	煎茶
原材料名	茶
内容量	100g
賞味期限	平成22年4月
保存方法	高温多湿を避け、移り香に注意してください
原産国名	A国
輸入者	(株)〇〇商事 △△都△△区△△町△△

# 品質事項の一部食品への義務表示

## ③原産国名

ここで言う「輸入品」とは、

- ①容器包装され、そのままの形態で消費者に販売される製品（製品輸入）
  - ②バルクの状態で購入されたものを、国内で小分けし容器包装した製品
  - ③製品輸入されたものを、国内で詰め合わせた製品
  - ④その他、輸入された製品について、国内で「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が施されていない製品
- を指す。

# 品質事項の一部食品への義務表示 ※食品表示基準別表第4の個別ルール

以下加工食品については、食品表示基準別表第4により個別に表示ルールが定められているため注意が必要

農産物の缶詰及び瓶詰・トマト加工品・乾しいたけ・農産物漬物・ジャム類・乾めん類・即席めん・マカロニ類・パン類・凍り豆腐・ハム類・プレスハム・混合プレスハム・ソーセージ・混合ソーセージ・ベーコン類・畜産物缶詰及び畜産物瓶詰・煮干魚類・魚肉のハム及びソーセージ・削りぶし・うに加工品・うにあえもの・うなぎ加工品(輸入以外)・乾燥わかめ・塩蔵わかめ・みそ・しょうゆ・ウスターソース類・ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料・食酢・風味調味料・乾燥スープ・食用植物油脂・マーガリン類・冷凍調理食品(フライ類、しゅうまい、ぎょうざ、春巻、ハンバーグステーキ、ミートボール、フィッシュハンバーグ、フィッシュボール、米飯類及びめん類に限る)・チルドのハンバーグ及びミートボール及びぎょうざ類・レトルトパウチ食品(植物性たんぱく食品(コンビーフスタイル)を除く)・調理食品の缶詰及び瓶詰・炭酸飲料・果実飲料・豆乳類・にんじんのジュース及びミックスジュース

# 品質事項の任意表示 特色のある原材料等に関する事項

特色のある原材料等・・・特定の原産地のものなど特色ある原材料を使用した旨を表示する場合には、その割合の表示が義務づけられている。ただし、その割合が100%の場合は省略可。

※原料原産地の表示ルールに基づき表示する場合は対象外（一括表示部分の枠外に特定の原産地のもののみを強調して表示する場合を除く）

# 品質事項の任意表示 特色のある原材料等に関する事項

表示が必要な割合については、

- ①特色のある原材料の製品の原材料に占める重量の割合
- ②特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類を合わせたものに占める重量の割合(この場合において、特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類を合わせたものに占める重量の割合である旨を表示すること。)

のいずれかであることが定められている。

※基本的には②の考え方に基づき表示

# 品質事項の任意表示 特色のある原材料等に関する事項

(事例) 米としてコシヒカリと日本晴を使用している  
「炊き込みご飯のレトルトパウチ」において、  
コシヒカリを使用していることを表示する場合

【方法1】強調表示部分において「米に占める割合」  
であることを明記

(例1)「コシヒカリ**50%**使用 (米に占める割合)」

(例2)「この商品に使用されている米のうちコシヒカリは  
**50%**です。」

【方法2】一括表示部分の原材料名欄において割合表示

(例) 「原材料名 うるち米 (コシヒカリ**50%**)、…」

# 品質事項の任意表示 特色のある原材料等に関する事項

## ●細分化された原材料の一部を強調する場合

【例】『本マグロ20%（北太平洋産50%、メキシコ産50%）、  
メバチマグロ80%』のまぐろのたたき

(例) × (不可) 「北太平洋産本マグロ50%使用  
(本マグロに占める割合)」

○ (可) 「北太平洋産本マグロ10%使用  
(マグロに占める割合)」

※②の割合を表示すると消費者に誤認を与えるおそれがあると考えられ、①の割合を表示すべき(38ページ)



# 品質事項の任意表示 特色のある原材料等に関する事項

## ●製品中ごく少量しか含まれていない場合

強調した表示を行う際は、表示する理由をよく考慮した上で、消費者が誤認しないように注意して次の表示例2を参考に表示すること。

× (表示例1)「〇〇県産りんご100%使用(りんごに占める割合)」

○ (表示例2)「製品中に〇〇県産りんごを5%(〇グラム)使用」

※②(38ページ)を活用して表示例1のように100%と表示した場合、実際に製品全体の原材料として使用している割合(実際に含まれている原材料の量)と、この強調した表示から消費者が受けるイメージに大きな違いが生じる可能性があると考えられる。

# 食品表示法上の 生鮮食品の義務表示事項

## ☆一般的な生鮮食品の主な義務表示事項☆

名称・・・その内容を表す一般的な名称を表示する。

原産地・・・農産物・畜産物・水産物それぞれの方法  
で、その商品の原産地を表示する。

※「特定商品の販売に係る計量に関する政令」第5条  
に掲げる商品については計量法で内容量を表示

## 生鮮食品の原産地表示

種類	国産／輸入	表示方法	混合と詰合せ
農産物	国産	【都道府県】 (市町村名その他一般に知られている地名も可)	<p>&lt;複数の原産地で同じ種類の生鮮食品を混合&gt; 全体重量に占める割合の高いものから順に表示</p> <p>&lt;原産地が異なる数種類の生鮮食品の詰合せ&gt; それぞれの生鮮食品の名称に原産地を併記 ※【岡山県産他】のような表示は不可！</p>
	輸入	【原産国】 (一般に知られている地名も可)	
畜産物	国産	【国産】 (主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名、その他一般に知られている地名も可)	
	輸入	【原産国】	
水産物	国産	【水域名又は地域名(主たる養殖場が属する都道府県名)】 (水域名の表示が困難な場合には、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名も可) ※水域名に、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名を併記することもできる。	
	輸入	【原産国】 ※水域名の併記もできる	

# 生鮮食品の表示の仕方

名称及び原産地については、消費者に分かりやすく誤認を与えないように表示することが必要です。具体的には、**容器包装の見やすい箇所に表示するか、あるいはその製品に近接した見やすい場所に立札等の掲示により表示することが必要である。**

# 特に注意が必要な生鮮食品 玄米及び精米

## ☆単一原料米の表示例☆

名称	精米		
原料玄米	産地	品種	産年
	単一原料米 〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年
内容量	〇〇kg		
精米年月日	〇〇.〇〇.〇〇		
販売者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇〇 電話番号〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇		

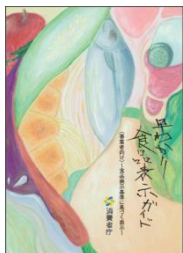
玄米及び精米は細かくルールが決まっているので注意<sup>45</sup>

# 特に注意が必要な生鮮食品 玄米及び精米

名称	精米		
	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年
内容量	〇〇kg		
精米年月日	〇〇.〇〇.〇〇		
販売者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇〇 電話番号〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇		

農産物検査法による証明を受けていなければ、容器包装に品種又は産年を表す用語は表示できない

# 資料作成にあたり参考にした資料一覧・及びURL (R1.5.10現在)



## 消費者庁 早わかり食品表示ガイド(事業者向け)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/information/pamphlets/pdf/pamphlets\\_181026\\_0004.pdf#search=%27%E6%97%A9%E3%82%8F%E3%81%8B%E3%82%8A%E9%A3%9F%E5%93%81%E8%A1%A8%E7%A4%BA%27](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pamphlets/pdf/pamphlets_181026_0004.pdf#search=%27%E6%97%A9%E3%82%8F%E3%81%8B%E3%82%8A%E9%A3%9F%E5%93%81%E8%A1%A8%E7%A4%BA%27)



## 消費者庁 加工食品の原材料の産地表示についてのパンフレット

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/quality/country\\_of\\_origin/pdf/country\\_of\\_origin\\_170901\\_0005.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/pdf/country_of_origin_170901_0005.pdf)

## 食品表示基準Q&A

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/pdf/food\\_labeling\\_act\\_qa\\_all.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_qa_all.pdf)

## 食品表示基準

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/pdf/food\\_labeling\\_act\\_180921\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_180921_0001.pdf)

いずれもインターネット上で公開されております。ぜひダウンロードの上、今後の商品開発にお役立てください。

※消費生活センター担当者は、電子データから検索して該当箇所を探しています。(検索方法:編集→簡易検索をクリック or Ctrl+Fキー)

# ★公正競争規約について

景品表示法第31条に基づき、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けて、事業者又は事業者団体が表示又は景品類に関する事項について自主的に設定する

業界のルール

リット

当該規約を遵守することで、関係法令上問題が無いことになるため、事業者は消費者に対する信頼性を高めることができ、安心して販売活動を行うことができる。



# ★公正競争規約が設定されている業種 (消費者庁HP参考:H29.9.30現在)

## ■食品・酒類抜粋(表示関係)

マーガリン類/飲用乳/ナチュラルチーズ・プロセスチーズ及びチーズフード/アイスクリーム類及び氷菓/はっ酵乳、乳酸菌飲料/殺菌乳酸菌飲料/合成レモン果実飲料等/トマト加工品/コーヒー飲料等/豆乳類/レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒー/もろみ酢/食品のり/食品缶詰/粉わさび/削りぶし/凍り豆腐/生めん類/辛子めんたいこ食品/ハム・ソーセージ類/食肉/即席めん/包装食パン/鶏卵/食酢/みそ/ドレッシング類/しょうゆ/食用塩/観光土産品/はちみつ類/ビスケット類/チョコレート類/チョコレート利用食品/ロイヤルゼリー/チューインガム/ビール/輸入ビール/ウイスキー/輸入ウイスキー/泡盛/酒類小売業/単式蒸留しょうちゅう

## ■食品・酒類抜粋(景品類関係)

アイスクリーム類及び氷菓業/トマト加工品業/即席めん類製造業/カレー業/凍り豆腐製造業/みそ業/ソース業/しょうゆ業/チョコレート業/チューインガム業/ビスケット業/合成清酒及び連続式蒸留しょうちゅうの製造業/清酒製造業/果実酒製造業/ビール製造業/洋酒製造業/酒類輸入販売業/単式蒸留しょうちゅう製造業

一般社団法人全国公正取引協議会連合会の  
HPにて規約及び運用機関を公開(<http://www.jfftc.org/index.html>)

品質事項に関する説明は以上です  
ご静聴ありがとうございました

